

著作物等の利用に関する 新たな裁定制度の創設



国際大学グローバルコミュニケーションセンター (GLOCOM) 客員教授
ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士 城所 岩生

はじめに・改正の背景

2023年の通常国会で著作権者が不明な著作物を利用しやすくする著作権法改正が衆参とも全会一致で成立しました。改正の動きを遡ると、2年前の知的財産推進計画2021で以下の項目が盛り込まれました^{*1}。

文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元との両立を図るため、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。

拡大集中許諾制度については表1参照。

表1 拡大集中許諾制度とは

- ・集中許諾制度は、権利集中管理団体が著作権者に代わって著作権を管理する制度で、団体の構成員のみが対象だが、これを構成員以外にも拡大するのが、拡大集中許諾制度。
- ・日本では、多くの音楽家が著作権の管理をJASRACに委託しているが、JASRACが権利者から管理を委託されない楽曲についても権利者に代わって管理できるようにする。
- ・非構成員には当然、集中管理を望まない著作権者もいるはず。そういう権利者には対象から外してもらうオプトアウトの道を用意する。その代わりにオプトアウトしない作品の利用を集中管理団体が利用者に認める。
- ・利用者はこの制度によって権利者を探し出す手間が省けるので、権利者の身元あるいは所在が不明な孤児著作物問題の有効な解決策にもなる。
- ・1960年代に北欧諸国が放送関係で導入していたが、これが有効な孤児著作物対策にもなるということで、2010年代以降、フランス、ドイツ、イギリスが相次いで導入した。

出典：城所岩生編著、山田太郎、福井健策ほか著「著作権法50周年に諸外国に学ぶデジタル時代への対応」(インプレスR&D) 83-84頁。

知的財産推進計画2023の指摘を受けて、文化庁の文化審議会で「デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」第一次答申が2023年2月にまとめられ^{*2}、これをもとに著作権法改正案が3月に国会に提出されました。

改正内容

改正法は以下の3本柱から成ります。

- (1) 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設
- (2) 立法・行政における著作物等の公衆送信等の権利制限規定の見直し
- (3) 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し

本号では(1)著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設について紹介します。なお、今回の改正はこれまで8章で構成されていた著作権法に1章を追加して9章構成にしたこと、新設された第6章だけでも30の条文があることなどから改正条文数も多いため、個別の条文の解説は割愛し、文化庁の「令和5年通常国会著作権法改正について」^{*3}の「3. 改正の概要」(以下、「改正の概要」)および「4. 改正法Q&A」(以下、「Q&A」)をもとに紹介します。

また、国会でも参考になる質疑があったので、その模様を川崎祥子「令和5年著作権法改正の国会論議」『立法と調査』2023年8月 No. 459 (以下、「国会論議」)から抜粋します。

国会論議は出典の脚注も原文どおりとしましたが、衆参両院の委員会議事録は国会会議録検索システム^{*4}で検索できます。

※1 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20210713.pdf>

※2 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/66/pdf/93831401_02.pdf

※3 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r05_hokaisei/

※4 <https://kokkai.ndl.go.jp/#/>

(1) 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設 改正の概要

過去の作品や一般の方が創作したコンテンツ等の円滑な利用を図るため、次の2点をできるようにします。

- ① 集中管理がされておらず、その利用可否に係る著作権者等の意思が明確でない著作物等について、文化庁長官の裁定を受け、補償金を支払うことで、時限的な利用を可能とする
- ② 手続の簡素化・迅速化を実現すべく、新制度の手続の事務を文化庁長官による登録や指定を受けた民間機関が担うことができるようにする

① 新たな裁定制度の創設【第67条の3関係】

デジタル化の進展により、コンテンツの創作や発信、利用が容易になり、これまで主流であった出版社やテレビ局のような「プロ」がかかわるのではなく、一般の方が創作しインターネット上に掲載したコンテンツや過去の作品の新たな利用ニーズ等が増加しています。こうしたコンテンツ等は、著作権者等と連絡がとれず、必ずしも円滑な利用に結び付いていないといった課題がありました。

このため、許諾を得て利用することが難しいコンテンツについて、適法な利用を促し、それにより発生した対価を著作権者に還元する仕組みとして、新たな裁定制度を創設しました。

本制度は、集中管理がされておらず、その利用可否に係る著作権者等の意思が明確でない著作物等（以下「未管理公表著作物等」）について、文化庁長官の裁定を受け、補償金を支払うことで、3年を上限とする時限的な利用を可能とするものです。著作権者等は、文化庁長官にこの裁定の取消しを請求することができ、文化庁長官により裁定が取り消された場合には、裁定による利用は停止され、利用されていた間の補償金を受け取ることができます。

Q&A

改正法Q&Aより一部質問を抜粋

問1 どのような場合にこの制度を利用することができますか。

答

新たな裁定制度は、集中管理（著作権等管理事業者（※）への委託・信託）されておらず、かつ、利用可否や条件等が明示されていない著作物等について、著作権者等への連絡が不能な場合や、連絡をしても返答がない場合に利用することが可能です。

- ・過去の作品をデジタルアーカイブにする際に、一部の著作権者が不明であることや連絡が見つからないことなどにより、権利処理ができない場合、
- ・ウェブサイトに掲載されたアマチュア作家の創作したコンテンツを他の方が利用する際に、その作家に対して利用を申請する手段がなかったり、連絡しても返答がなかったりする場合、
- ・一つの作品に複数の著作権者がおり、一部の権利者と連絡がとれない場合などが考えられます。

（※）著作権等管理事業者一覧は[こちら](#)

補足：[こちら](#)をクリックすると「著作権等管理事業者の登録状況」のページへ飛び、最初の「著作権等管理事業者登録状況一覧（令和5年9月1日現在）（全29事業者）」をクリックすると、日本音楽著作権協会（JASRAC）など29事業者がリストアップされています^{※5}。

問2 現行の裁定制度との違いは何ですか。

答

現行の裁定制度は、利用者が相当な努力を払っても著作権者等が不明であったり連絡することができなかつたりした場合に裁定を受けることで著作物等を利用できる仕組みです。

また、利用開始後に著作権者等が見つかって裁定による利用を継続することが可能で、制度上利用の期間の制限はありません。

一方、新たな裁定制度は、利用の可否などの著作権者等の意思が確認できない場合に裁定を受けることで著作物等を利用できる仕組みです。現行の裁定制度と比べて簡素な手続とすることで、迅速な利用が可能となります。

また、新たな裁定制度は、著作権者等による「意思」の有無に着目していることから、著作権者等から申出があるまでの間の利用を可能とするとともに、著作権者等の意思を改めて確認する機会を確保するため、法律上、利用期間の上限を3年までと定めています。（3年を経過した後は再度申請することで更新が可能です。）

制度の利用者の方は、利用する著作物等や利用方法に応じて、いずれの制度を利用するかを選択することができます。

※5 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku_jokyo/index.html

表2 時限利用裁定と裁定制度の比較表

	時限利用裁定制度	裁定制度
対象著作物	未管理公表著作物等（公表著作物等のうち、著作権等管理事業者による管理が行われておらず、著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報であって文化庁長官が定めるものの公表がなされていないもの）	公表著作物等
裁定の要件	①未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置として文化庁長官が定める措置を採ったにもかかわらず、その意思の確認ができなかったこと	①権利者情報を取得するための措置として文化庁長官が定めるものを採り、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他その保有する全ての権利者情報に基づき著作権者と連絡するための措置を採ったにもかかわらず、著作権者と連絡することができなかったこと
	②著作者が未管理公表著作物等の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと	②同左
効果	時限利用裁定の定めるところにより（期間は3年が限度）、利用することができる。 ただし、著作権者が、裁定を受けた者からの協議の求めを受け付けるために必要な措置を講じた場合には、文化庁長官は、当該著作権者の請求により、当該時限利用裁定を取り消すことができる。	裁定の定めるところにより、利用することができる。
手続	①登録確認機関が裁定の申請の受付を行い、文化庁長官の時限利用裁定及び補償金の額の決定を受けること	①文化庁長官が裁定申請の受付を行い、文化審議会への諮問を経て、文化庁長官の裁定及び補償金の額の決定を受けること
	②通常の使用料の額に相当する額を考慮して文化庁長官が定める額の補償金を指定補償金管理機関に支払うこと	②同左
	※指定補償金管理機関・登録確認機関が文化庁長官による指定・登録を受けた場合を前提とする。	

出典：澤田将史「簡素で一元的な権利処理に関する令和5年著作権法改正法案における『時限利用裁定制度』の創設について」『NBL』No.1584（2023年5月）をもとに作成。

問4 本制度は著作権者等にとってはどのようなメリットがありますか。

答

新たな裁定制度により著作物等が利用される場合、著作権者等は、利用の対価として、通常の使用料に相当する額の補償金を受け取ることができます。

また、この制度では、現行の裁定制度と異なり、著作権者等は、請求により利用を停止させることができます。この制度による利用が停止された後の著作物等の利用は、著作権者等と利用者間のライセンス交渉によることとなるため、新たなライセンスの機会創出に繋がり、著作権者等のその後のビジネスに生かすことができるといったメリットがあると考えています。

補足：表2で2つの裁定制度を比較しました。

国会論議

・新裁定制度の利用見込み

文化庁は、利用見込みを正確に算出することは難しいが、現行裁定制度の年間50～70件程度、著作物数では1,000～5,000点程度、年によっては数万点程度という実績が参考になると考えており、新裁定制度により対象が広がることを踏まえれば、現行裁定制度と同様か、これを上回るのではないかと説明した^{※6}。

・新裁定制度が与える影響

新裁定制度は、著作権者から許諾を得て著作物を利用する

という著作権法の原則を転換するものではなく、あくまで例外的な措置であることを確認する旨の質疑に対し、文部科学大臣は、新裁定制度は、法律上の要件を満たせば直ちに著作権者の許諾なく著作物の利用が認められる仕組みではなく、著作物の利用には著作権者の許諾が必要であるという基本原則にのっとり、著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思が確認できない場合に、それが確認できるまでの間、利用を認める仕組みであって、著作権法の基本原則を転換するものではない旨答弁した^{※7}。

また、国際条約との整合性について文化庁は、新裁定制度は、著作権者の意思を尊重しつつ、公益上の見地から、政府機関が一定の措置を講じることにより時限的な利用を認めるものだが、著作権者はいつでも裁定を取り消すことが可能であり、我が国が締結する国際条約に抵触するものではないと考えている旨説明した^{※8}。

補足：日本も加盟している著作権に関する国際条約（『WIPO著作権条約』や『ベルヌ条約』）は、『スリー・ステップ・テスト』と呼ばれる次の3つの基準を満たした場合に著作権を制限することができるとしています。

- ① 特別の場合であること
- ② 著作物の通常の利用を妨げないこと

※6 第211回国会衆議院文部科学委員会議事録第7号（令5.4.12）9頁

※7 第211回国会参議院文教科学委員会議事録第12号（令5.5.16）

※8 第211回国会衆議院文部科学委員会議事録第8号（令5.4.14）11頁

③ 著作権者の正当な利益を不当に害さないこと

このスリー・ステップ・テストに抵触していないと説明しました。

また、新裁定制度が既存のライセンスビジネスに与える影響について、文化庁は、ライセンス契約により利用ができる場合など、既に円滑に権利処理が行われている著作物等は新裁定制度の対象とはならず、既存のライセンスなどに悪影響を与えるものではない旨説明するとともに、新裁定制度においては、著作権者の申請による利用停止や、その後の著作権者自身によるライセンスが可能であり、著作権者自身の意思に基づくライセンスビジネスを促すものと考えている旨説明した^{*9}。

・オプトアウト

著作権者があらかじめ新裁定制度による利用を拒否する旨の意思を示すオプトアウトについて、文化庁は、オプトアウトも著作権者の意思の一つと考えられ、こうした意思を尊重して制度の運用を行うことが重要であるとの認識を示した。その上で、オプトアウトの方法について、著作物等の名称や著作権者の情報など許諾に必要な情報を明らかにすること、ウェブサイト等の利用可否等の意思や許諾申請するための連絡先を記載の上、検索等により簡易に確認できるようにすることなどが考えられること、また、著作権者等が容易にオプトアウトを行うことができるよう、著作権者単位又は著作物単位のいずれの方法も柔軟に認めることを考えていることを明らかにした^{*10}。

② 窓口組織による新たな裁定制度等の手続の簡素化【第6章関係】

改正の概要

新たな裁定制度の創設にあたって、その手続の迅速化・簡素化及びに適正な手続を実現するため、文化庁長官による指定・登録を受けた民間機関が、利用者の窓口となって手続を担うことを可能としました。

窓口となる組織は、実施する業務や機能に応じて、①指定補償金管理機関、②登録確認機関の二つに分けて規定を整備しました。

指定補償金管理機関は、以下の(i)～(iv)の業務を行うこととしています。

- (i) 著作権者不明等の場合の裁定制度(第67条)、裁定申請中利用(第67条の2)、新たな裁定制度(第67条の3)により著作物等を利用する際の補償金及び担保金の

受領に関する業務

- (ii) 受領した補償金及び担保金の管理に関する業務
- (iii) 補償金及び担保金の著作権者等に対する支払に関する業務
- (iv) 著作物等の保護に関する事業並びに著作物等の利用の円滑化及び創作の振興に資する事業(著作物等保護利用円滑化事業)に関する業務

登録確認機関は、文化庁長官の業務を代行し、以下の(i)～(iii)の業務を行うこととしています。

- (i) 新たな裁定制度の申請の受付に関する事務
- (ii) 申請が新たな裁定制度の要件に該当するか否かの確認(要件確認)に関する事務
- (iii) 通常の使用料の額に相当する額の算出(使用料相当額算出)に関する事務

文化庁長官は、登録確認機関の要件確認及び使用料相当額算出の結果を考慮して、新たな裁定制度による裁定と補償金額の決定を行わなければならないこととしています。

Q&A

問7 どのような手続で制度が利用できるのですか。

答

利用したい著作物等について、その利用の可否に関する著作権者等の意思が確認できない場合、まずは文化庁長官の登録を受けた登録確認機関に新たな裁定の申請を行います。申請を受け付けた登録確認機関は、その申請について要件の確認や使用料算出の事務を行い、文化庁長官に取り次ぐこととなります。

登録確認機関の確認結果を踏まえて、文化庁長官が新たな裁定がされた場合は、合わせて利用者が支払うべき補償金の額が決定されます。利用者は、文化庁長官の指定を受けた指定補償金管理機関にこの補償金を支払うことで、申請した著作物等の利用ができることとなります。

なお、これらの機関は、今後公募の上で決定されますので、詳細は機関の登録・指定があり次第お知らせいたします。

*9 第211回国会参議員文教科学委員会議事録第12号(令5.5.16)

*10 第211回国会参議員文教科学委員会議事録第12号(令5.5.16)

問8 著作物等保護利用円滑化事業では具体的にどのようなことを行うのですか。

答

新たな裁定制度の利用の際に支払われる補償金は、裁定後に著作権者等が現れた場合には、指定補償金管理機関から著作権者等に支払われます。ただし、裁定後に著作権者等が現れず、徴収した補償金が支払われないままになってしまうことも想定されることから、このような補償金について著作権者等及び利用者双方の全体的な利益に資する目的の事業（著作物等保護利用円滑化事業）に活用することで還元することとしました。

この事業では、指定補償金管理機関は、裁定後に著作権者等が現れず、補償金が支払われない場合に、この補償金を著作権等の保護や利用円滑化、創作の振興に資する事業に活用することになります。

例えば、審議会においては、様々な著作物の権利情報を集約して、利用にも対価の還元にも貢献できるデータベース（分野横断権利情報データベース）の構築などに活用することがあげられています。

問10 いつから施行されることとなるのですか。

答

新たな裁定制度の創設により、利用の可否に関する著作権者等の意思が確認できない著作物等については、本制度による利用の対象となる可能性が生じるため、文化庁において著作権者等に制度を十分に周知し、意思が確認できない状態にあるものについては、著作権者等においてできる限り利用の可否に関する意思を確認できるようにするための措置を講じていただくことが適当であると考えています。

このため、周知等に時間を要することを考慮して、公布（令和5年5月26日）から3年以内で政令で定める日から施行されることとなっています。

国会論議

・補償金額の決定

文化庁は、新書サイズの書籍を1,000部発行すると仮定し、その書籍中に他者の本の20ページ程度を複製とした場合は、補償金額は10,000円程度が目安となる旨述べた^{※11}。

・分野横断権利情報検索システム

上述（問8（答）参照）のとおり、著作物等保護利用円滑化事

業の一つとして、様々な著作物の権利情報を集約したデータベースの構築が例示されており、登録確認機関における新裁定制度の要件確認の際に、データベース上の権利情報を検索するシステムも活用することが想定されている。

このシステムの構築に向けた取り組みについて、文化庁は、有識者会議の報告書^{※12}において、分野ごとのデータベースを前提として、それらと連携することにより情報検索が可能となる分野横断権利情報検索システムを構築することが適当であるとの方向性が示されたことを受け、文化庁において、各種権利者団体が有するデータベースの管理状況に関する調査、検索画面イメージなどの技術的な仕様の検討等を行う調査研究を実施し、具体化に向けた更なる検討を進める旨説明した^{※13}。

以下、後編へと続きます。

◆著者略歴

城所 岩生（きどころ いわお）

1941年生まれ。NTTアメリカ上席副社長、成蹊大学法学部教授を経て、2009年より現職。著作権法に精通した国際IT弁護士として活躍。本誌への連載をベースにした著書に『これでいいのか! 2018年著作権法改正』（中山信弘ほかとの共著）、『著作権法50周年に諸外国に学ぶデジタル時代への対応』（山田太郎・福井健策ほかとの共著）いずれもインプレスR&D、『国破れて著作権法あり～誰がWinnyと日本の未来を葬ったのか』みらいパブリッシングがある。



※11 第211回国会衆議院文部科学委員会議事録第7号（令5.4.12）2頁

※12 分野横断権利情報データベースに関する研究会報告書令和4年12月20日 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/93810701_02.pdf

※13 第211回国会衆議院文部科学委員会議事録第8号（令5.4.14）14頁

「AIと著作権」についての国会論議/ 海賊版被害時の損害賠償額等



国際大学グローバルコミュニケーションセンター (GLOCOM) 客員教授
ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士

きどころ いわお
城所 岩生

AIと著作権

改正法と直接的関連はありませんが、改正法の国会審議の際に質疑が行われ、衆参両院の附帯決議にも盛り込まれたAIと著作権の問題については、前編で紹介した川崎祥子「令和5年著作権法改正の国会論議」『立法と調査』2023年8月 No. 459 (以下、「国会論議」)でも簡単に紹介されていますが、改正後の動きも含め、より詳しく紹介します。

附帯決議

衆議院

AI技術の進展により、他者の著作物を使用した創作物が容易に作成されるようになったことを踏まえ、著作者の権利の保護に向けた取組・体制の強化を図ること。また、著作権に対する意識の醸成及び教育機会の更なる充実を図ること^{*1}。

参議院

AI技術の進展により、他者の著作物を使用した創作物が容易に作成されるようになったことを踏まえ、著作者の権利の保護に向けた取組・体制の強化を図ること。また、生成AIの開発と利用が急速に進む中、その学習行為において用いられる著作物について、著作権者の許諾が必要とされる著作権法第三十条の四における「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の解釈の更なる明確化、権利者側に対価を還元する仕組みの整備等を求める声があることを踏まえ、生成AIをめぐる著作権法上の諸課題について議論を進めること。加えて、著作権に対する意識の醸成及び教育機会の更なる充実を図ること^{*2}。

著作権法第30条の4

参議院の附帯決議に盛り込まれた著作権法第30条の4は、2018年の著作権法改正で新設された条文ですが、条文の骨子

は以下のとおりです^{*3}。

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用 (新30条の4)

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。

- ① 著作物利用に係る技術開発・実用化の試験
 - ② 情報解析
- ①②のほか、人の知覚による認識を伴わない利用

この規定は「著作物の表現を享受しない利用」であれば商用目的でも利用を認める点で、ヨーロッパを中心とした非商用目的に限る国よりは利用しやすくなりました。このため、「日本は機械学習パラダイスだ」と呼ぶ知財法学者もいました。

2018年の法改正時には情報解析のための著作物利用は著作者の権利を通常害さないとみられていました。生成AIのようにアウトプットにつながる利用は想定していませんでした。生成AIの登場により、文章や画像を誰でも簡単に作成できるようになり、イノベーションが期待される一方、著作権が侵害される懸念が増しました。このため、日本新聞協会などはこの30条の4の再検討を要望しています^{*4}。

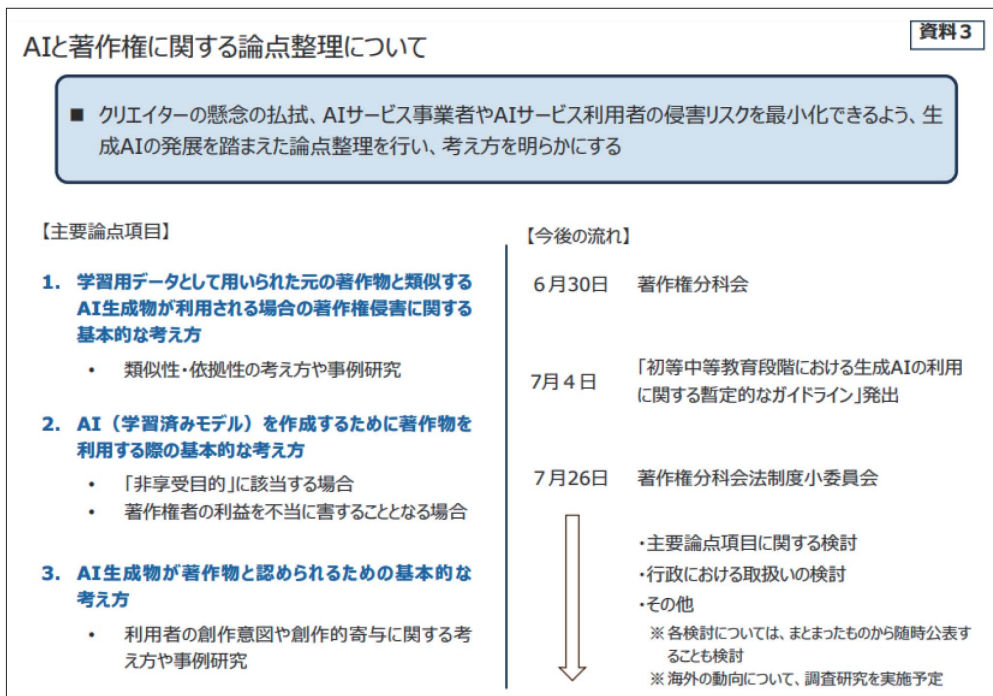
政府は6月に公表した「知的財産推進計画2023」で「急速に

*1 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monkaD306DBF833BF6EE249258995002959FA.htm

*2 https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/211/1068_051601.pdf

*3 http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/51/pdf/r1406118_08.pdf 9頁。詳細は拙稿「2018年度改正による柔軟な権利制限 (2)」『月刊IM』2019年6月号31頁参照 <https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/im-pdf/201906IM.pdf>

*4 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseido/r05_03/pdf/93954701_01.pdf



出典： https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseido/r05_01/pdf/93918801_03.pdf

図1 AIと著作権に関する論点整理

発展する生成AI時代における知財の在り方を重点施策に掲げ、7月から文化庁著作権分科会法制度小委員会で、AIと著作権に関する論点整理を行うことになりました。

具体的には図1の「2. AI作成のために著作物を利用する際の基本的考え方」の最初の項目「『非享受目的』に該当する場合」、2番目の項目「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の考え方を整理することとしています^{※5}。

7月26日に第1回が開催された著作権分科会法制度小委員会は、その後、毎月のように開催され、論点整理を進めています。

以上で、改正法の3本柱の「(1) 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設」についての解説を終え、残る2つの改正について、以下、(1) 同様、文化庁の「令和5年通常国会著作権法改正について」^{※6}の「3. 改正の概要」(以下、「改正の概要」)および「4. 改正法Q&A」(以下、「Q&A」)をもとに紹介します。国会での質疑についても「国会論議」から抜粋します。なお、国会論議の脚注は原典どおりとしました。

(2) 立法・行政における著作物等の公衆送信等の権利制限規定の見直し【第41条の2～第42条の2関係】

改正の概要

改正前の著作権法第42条においては、裁判手続のために必要と認められる場合及び、立法・行政のために内部資料として

必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において著作権者等の許諾なく著作物等の複製をすることが可能とされていましたが、クラウド保存やメール送信等の公衆送信は著作権者等の許諾が必要とされていました。

デジタル社会の基盤整備の観点から、同条の複製で認められる範囲と同じ範囲において、著作権者等の利益を不当に害しない場合には、著作権者等の許諾なく①立法・行政の内部資料としての公衆送信等を行うことと、②法律等で規定された特許審査等の行政手続等のための公衆送信等を行うことを可能としました。

また、裁判手続においては、裁判手続のデジタル化のための各種制度改正に併せて、著作物等を公衆送信等できるよう、規定の整備を行っています。(令和4年民事訴訟法等の一部を改正する法律、令和5年民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)

なお、クリッピングサービス等既存ビジネスを阻害するような、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、本条による公衆送信等はできず、原則通り著作権者等の許諾が必要となります。

※5 詳細は拙稿「生成AIはまだ「幼稚園児」(下)」参照。
<https://agora-web.jp/archives/230822231748.html>

※6 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r05_hokaisei/

Q&A

問11 どのような場面で制度の利用が想定されますか。

答

例えば、法律案の審議のほか、予算案の審議・国政調査など国会や議会がその機能を実現するのに必要な場合や、国や地方の行政機関がそれぞれ所管する事務について施策を企画・立案する場合など、職務遂行上必要な場合に、内部において他人の著作物等をスキャンやダウンロードし、部局内の職員がアクセスできるクラウドに保存したり、関係する部局の者とのオンラインミーティングを行ったりする利用が想定されます。

また、迅速・的確に審査を行う必要のある特許審査等の行政手続や行政審判手続についても、オンライン申請・審査等の手続に際し、他人の著作物等をスキャンやダウンロードした資料をオンライン申請・審査システムに保存したり、メールで送信したりするといった利用が想定されます。

なお、著作物等の公衆送信等が可能となるのは「必要と認められる限度」であって、著作物等の一部しか必要とされていないのに全部を共有したり、送信したりするのは必要と認められる限度を超えているので、認められません。

問12 改正により現行の規定の「内部資料として認められる場合」やただし書の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の解釈に変更はありますか。

答

改正前の著作権法では、第42条において、立法・行政目的のために内部資料として必要となる著作物の複製について、著作権者の許諾なく行えることとしていました。ただし、著作物の種類・用途や複製の部数、利用の対応に照らして著作権者の利益を不当に害することとなる場合には、権利制限規定の対象とされていません。

この、「内部資料」については、例えば、法律案の審議のほか、予算案の審議・国政調査など、国会や議会がその機能を果たすために必要な場合や、国や地方の行政機関が所管する事務について施策を企画・立案する場合など、職務遂行上必要な資料が該当します。

立法権・行政権を行使する議員や職員が、適切な目的の下で、内部部局において検討や議論などを行うために必要と認められる場合に「認められる」ものです。

また、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は、著作物の経済的市場における利用と衝突するようなケース、あ

るいは、著作物の潜在的販路に悪影響を与えるようなケースを想定しており、例えば、新聞事業者がクリッピングサービス^{※7}等についてライセンスを行っているにも関わらず、同様の行為を立法・行政において行った場合が該当すると考えられます。

今般の改正によりこれらの解釈を変更することとはしておらず、改正により可能となるクラウド保存やメールでの共有などの公衆送信等についても、規定の趣旨を踏まえて適切に行う必要があります。

問13 いつから施行されることとなるのですか。

答

権利制限規定の創設に当たっては、改正内容の周知や円滑な利用秩序形成のための準備期間を考慮し、令和6年1月1日から施行されることとなっています。

国会論議

・「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の具体例

現行の著作権法第42条第1項は、立法又は行政目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、著作権者の許諾なく複製することができるとする一方で、「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」とのただし書を置いている。本法律案による改正後の著作権法においては、同様の要件の下、複製に加えて公衆送信等が可能となるが、このただし書のうち、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」として具体的にどのような場面を想定しているかとの質疑がなされた。これに対し、文化庁は、著作物の経済的市場における利用と衝突するようなケースや、著作物の潜在的販路に悪影響を与えるようなケースを想定しており、例えば、新聞事業者のクリッピングサービスに影響する場合等が該当する旨答弁した^{※8}。

・本改正により可能となる行為

本改正により、学校現場において新たに可能となる行為について、文化庁は、公立学校については、例えば、学校経営方針

※7 クリッピングサービス：新聞の記事を、組織的・継続的・反復的に複製し、情報共有等のために会社等の組織内で利用することを指します。(出典：新聞著作権協議会ウェブサイト)

※8 第211回国会衆議院文部科学委員会議事録第7号（令5.4.12）2～3頁

を決定する際に、保護者からの提供資料などの他人の著作物を内部資料として職員間で共有するといった行政目的の職務を遂行する上で必要と認められる場合に、内部資料として著作物を公衆送信等することが可能となる旨説明した。一方、入学説明会、自治会やPTAへの説明などは、広く社会に開かれて行われるものであり、基本的に内部資料としての著作物利用に当たらないと考えられるが、要件を満たせば引用として利用できる可能性もあり、こうした点については、ガイドライン等を示して周知したいと考えている旨説明した^{※9}。

また、地方議会や地方公共団体において可能となる具体的な行為について、文化庁は、「地方議会において条例や予算案の審議のために必要な場合や、地方公共団体において職務執行上必要な場合に内部資料として部局内の職員がアクセスできるクラウドに保存したり、関係部局の者とオンラインミーティングを行う際に画面上で共有したりすることが著作権者の許諾なくできるようになる旨説明した^{※9}。

続いて、改正の3本柱の3つ目の改正について解説します。

(3) 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し【第114条関係】

改正の概要

著作権侵害に対する損害賠償請求については、著作権者等の損害の立証負担を軽減するため、損害額の算定方法を規定しています。一方で、海賊版サイトによる被害が深刻化している中、損害賠償請求に関して、請求する側の損害の立証が困難であり、十分な賠償額が認められず、いわゆる「損害し得」の状況が生じやすいとの指摘がありました。

そこで、特許法と同様に、著作権侵害に対する損害賠償請求訴訟における著作権者等の立証負担の更なる軽減を図り、著作権者等の被害回復に実効的な対応策を取る観点から、損害額の算定方法を見直し、①著作権者等の販売等の能力を超える部分に係るライセンス料相当額を損害の算定基礎に追加するとともに、②著作権侵害を前提とした交渉額を考慮できる旨を明記し、ライセンス料相当額の増額を図ることとしました。

Q&A

改正法Q&Aより一部質問を抜粋

問14 改正を行うこととした背景を教えてください。

答

海賊版サイトによる被害が深刻化している中、損害賠償請求に関して、請求する側の損害の立証が困難であり、十分な賠償額が認められず、いわゆる「侵害し得」の状況が生じやすいとの指摘がありました。

こうした状況に対応するため、著作権侵害に対する損害賠償請求訴訟における権利者の立証負担の軽減を図るための改正を行いました。

具体的には、

- ・違法に販売された数量に基づき損害額を算出できる規定について、これまで損害額の算定から控除されていた著作権者等の販売能力を超える部分について、ライセンス料相当額の損害があるものとして損害額を算出できること
- ・裁判所によるライセンス料相当額の認定に当たり、一定の条件（利用期限や利用範囲等）の下で契約される一般的なライセン

- 令和元年の特許法改正等を踏まえ、現行規定とその他の知的財産法体系との整合性をとる観点や、著作権者等の被害回復に実効的な対応策を取れるようにするニーズに対応する観点から、著作権法についても、以下のとおり、損害の算定方法を見直す。



出典：2023年1月30日 文化審議会著作権分科会法制度小委員会 資料2^{※10}、14頁から抜粋

図2 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し

※9 第211回国会参議院文教科学委員会会議録第12号（令5.5.16）

※10 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseido/r04_09/pdf/93824901_02.pdf

史料と比較して、著作権侵害により何らの制約なく利用していることなどの点を増額要因として考慮できることを明確化すること等の規定を整備することとしています。

問15 著作権者等の「販売のために必要な行為を行う能力」とは何を指すのですか。また、「著作権者等が販売することができないとする事情」とは何を指すのですか。

答

「販売のために必要な行為を行う能力」とは、侵害された著作物等を「販売する能力」のほか、その著作物等を「生産する能力」など、販売行為に至る種々の能力を意味しており、例えば、人員や流通経路の確保など販売体制や、生産設備が備わっていることは、この能力に含まれます。

また、「著作権者等が販売することができないとする事情」とは、①代替品の存在、②販売市場の相違、③侵害者の営業努力、④侵害品固有の顧客吸引力など、著作権者等の譲渡等数量に影響を与える事情のうち、能力以外の全ての事情を意味しています。

問16 今般の改正は、海賊版被害等の実効的救済につながるのですか。

答

著作権法では、海賊版などにより著作権等が侵害された場合、刑事・民事双方による救済が可能です。

著作権等を侵害した者に対する刑事罰については、「10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はその併科」（法人については3億円以下の罰金）などとされており、特に懲役刑については平成18年に「5年以下」を「10年以下」とする改正を行い、非常に重い罰とされています。

一方、民事については、現行法上、損害賠償額算定の特例を定めていますが、著作権者等の販売能力を超える部分が算定根拠から控除されており、十分な賠償額にならない場合があるという課題がありました。

このため、今般の改正において損害賠償額の算定を見直し、現行法で規定されていなかった、著作権者等の販売能力を超える部分に係るライセンス料相当額を賠償額に加えること等を明記し、賠償額の増額を図ることができるよう改正を行いました。

補足：問17は問13と同文のQ&Aで、2024年1月1日から施行されると回答しています。

国会審議

・改正による効果

改正により期待される効果について、文化庁は、海賊版サイトによる被害が深刻化する中、損害賠償請求において、請求する側の損害の立証が困難であり、十分な賠償額が認められず、いわゆる「侵害し得」の状況が生じやすい現状に対応するため、本法律案によって、著作権者の販売能力を超える部分についてライセンス料相当額の損害があるものとして損害額を算出できるようにすることや、ライセンス料相当額の認定に当たり、一般に利用期限や利用範囲等の条件が定められている中でのライセンス料と比較して、著作権侵害により何ら制約なく利用していることなどを増額する要因として考慮できるよう明確化することにより、著作権侵害に対する損害賠償請求訴訟における権利者の立証負担が軽減され、認定される賠償額が高まり得る効果が期待できる旨説明した^{*11}。

また、特許法では令和元年に本法律案と同様の改正が行われているが、これによりどの程度損害賠償額が増加したのか、との質疑がなされ、文化庁は、令和元年改正後の訴訟において認定された損害額として、市場におけるライセンス料率と同程度とされたものがある一方で、通常2倍程度の損害賠償が認められた例もあり、著作権法においても同様に、本法律案による改正後は訴訟において認定される損害額が高まり得る効果が期待される旨答弁した^{*11}。

・権利者の更なる立証負担の軽減を図る必要性

ダウンロード型の海賊版サイトと比べて侵害数の特定が困難なストリーミング型の海賊版サイトについて、権利者サイドにおける譲渡等数量の負担が依然重いという問題があり、これに関する文部科学大臣の所見が問われた。これに対し、文部科学大臣は、答申においてもストリーミング型サイトにおける著作権侵害について、更なる立証負担の軽減を図る方策を今後検討することが求められており、重要な課題であると認識しているところ、今後の損害額の立証に関する技術の進展や裁判実務の動向も踏まえつつ検討していく必要があると考えている旨答弁した^{*13}。

以上で前号から連載した「権利者不明作品の利用を促進する2023年著作権法改正」についての解説を終えます。

*11 第211回国会参議院文教科学委員会会議録第12号（令5.5.16）